

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立西中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こり得ることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、このことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「いじめ対策委員会（以下、委員会）」を設置する。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任または部活動顧問、学校教育相談員、SC、SSW

3 いじめ防止等のための対策

1) 情報交換

①主任会

毎週月曜日に設定されている主任会において、各学年・学級等の様子の情報を共有し、課題に対して対策を講じる。

構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭、事務主幹

②生徒指導委員会

学校内において、生徒に関する情報の共有化を図り、教職員が連携、協力して確かな生徒理解に基づいた適切な指導・支援を意図的・計画的に実践していく。

構成員：生徒指導主事、担当学年主任、生徒指導部、養護教諭

③校内特別支援委員会・就学支援委員会

特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握を行い、関係機関との連携のもと、学校全体で、より適切な指導・支援をする。

構成員：校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、（SC、SSW、学校教育相談員）

2) 人権教育の推進

①道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

②人間関係づくりプログラムの実施

人間関係がまだ十分に育っていない各学期の初めに、人と接する際に必要な基本的なスキルや感

情コントロールの仕方等について学習し、学校における各教科、領域、総合的な学習の時間、家庭生活等あらゆる場面において強化を図り、子どもたちの人間関係の構築能力を高める。

3) 子どもの自主的活動の場の設定

①異年齢交流の推進（生徒会）

新入生を迎える会、縦割り活動を軸とした体育祭などの取り組みを通して、お互いに認め合い、助け合う関係作りを行う。

②あいさつ運動の実施

毎週1回生徒会を中心とした朝のあいさつ運動を実施し、仲間づくりの一助とする。

挨拶ロードの設置、挨拶レベル5段階（①自分から、②会釈、③伝わる声、④目を見て、⑤笑顔で挨拶）の励行。

③生徒会宣言の日

生徒会が中心となり、過ごしやすい学校づくりのためにまとめた「生徒会宣言」について、自分たちの状況を振り返る日を毎月17日に設定する。

4) 保護者や地域への啓発

①PTA総会での周知

いじめ防止に向けた学校での取り組みや学校での現状について周知し、理解を得るとともに協力を要請する。

5) いじめに関する教職員の研修

①生徒理解研修

教育が効果をあげるための基盤となるのは生徒理解という共通認識のもと、全教職員で生徒理解研修を年度当初に開催する。生徒指導個票をもとに家庭訪問や教室、授業での表れを交流しながら生徒理解を図っていく。

②いじめに関する校内研修

法令や通知、事例等を参考に、いじめの問題に対して、学校全体で取り組んでいけるよう、教職員の資質を高める研修を適宜実施する。

6) いじめの早期発見・早期対応

①いじめに関するアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するためにアンケートを実施する。

a 年6回実施

b 実施後集計し、集計結果を基にいじめ対策委員会で、対策を検討

②担任による教育相談の実施

生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るために実施する。（年2回実施）

③学校教育相談員による教育相談の実施

教育相談の充実を図るために、心の相談員、スクールカウンセラーと連携して、生徒の問題解決に向けて、共に協力しながら生徒に対して支援を行う。

④Q-Uの実施

1人1人のデータから、不登校になる可能性の高い生徒やいじめを受けている可能性の高い生徒、学校生活の意欲が低下している生徒などを発見し、早期対応につなげる。（年2回実施）

7) いじめに対する措置

- ①いじめの情報を受けた場合、担当教師、担当学年を中心に組織的に情報収集、事実確認を行う。
※第一報を管理職に入れ、対応についての指示を受ける。
- ②いじめが確認された場合は、管理職に報告し、いじめ対策委員会を招集する（校長の指示）。
 - ・多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画を決定する。
 - ・解決に向け、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導、保護者への対応等についても協議し、決定する。
 - ・継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。
- ③いじめられた児童・生徒への配慮（いじめ対策委員会で協議）
※対応に当たる教職員やその内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。
 - ・信頼関係にある教職員が組織的に対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
 - ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法）を立てる。
 - ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。
- ④いじめた児童・生徒への指導（いじめ対策委員会で協議）
※対応に当たる教職員やその内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。
 - ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。
 - ・安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
 - ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。
- ⑤周囲の児童・生徒への指導（担任・学年部）
※指導内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。
 - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させる。
 - ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
 - ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。
- ⑥保護者への対応
※対応に当たる教職員やその内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。
 - ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
 - ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

8) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめの防止等の対策のための組織」（本校：いじめ対策委員会）でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有（法22条）
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告（法23条）

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

※いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める（法23条6）。市教育委員会への報告も怠らない。

↓
学校の設置者（御殿場市＜教育委員会＞）が重大事態の調査主体を判断

→ 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設定

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者（学校評議員、PTA三役）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

→ 学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力